

恵庭市補足版 確認申請マニュアル

[木造一戸建て住宅]

(令和7年(2025年) 4月 作成)

令和7年4月1日施行の改正建築基準法・建築物省エネ法に対応した恵庭市独自の内容について国のマニュアルを補足するものです。
対象は木造一戸建て住宅（在来軸組工法）です。

恵庭市

法改正に合わせて国土交通省が発行した確認申請・審査マニュアル等は以下のとおり公表されていますので、確認申請書類等の作成の参考にしてください。

本書は、国のマニュアルにない北海道の内容や恵庭市の確認申請窓口に提出いただく際の留意点等を補足するものです。確認申請等の際に申請者側、審査者側の双方の負担軽減のため、参考にしていただけますと幸いです。

国土交通省作成マニュアル

■建築基準法関係

申請・審査マニュアル（ダイジェスト版）【第3版】



申請・審査マニュアル【第3版】

マニュアル
軸組工法



【参考】

枠組壁工法



■建築物省エネ法関係

省エネ基準適合義務制度の解説【第2版】

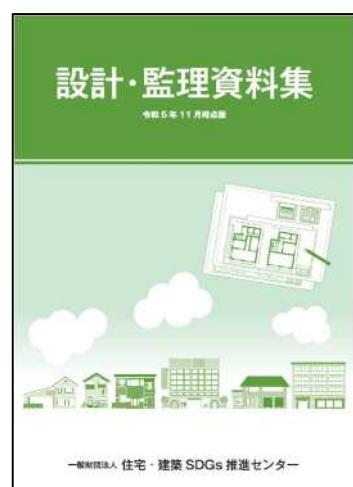
設計・監理資料集（住宅版）

省エネテキスト



設計・監理資料集

令和5年11月改訂版



目 次

I 申請先一覧等.....	1
1. 申請窓口一覧.....	1
2. 建築確認手続きが必要な規模（建築物）.....	2
II 確認申請に添付する書類の改正点.....	4
1. 確認申請時に必要な書類の合理化.....	4
2. 省エネ基準を仕様基準による場合の必要書類（住宅のみ）.....	5
3. 省エネ基準を省エネ適合性判定による場合の必要書類.....	6
4. 設計住宅性能評価等により省エネ適判を省略する場合.....	6
III 確認申請の様式.....	7
1. 確認申請書の様式について.....	7
2. 確認申請の添付書類について.....	10
3. 様式チェックリスト.....	11
IV 図面記載例の補足とよくある指摘.....	12
1. 共通事項.....	12
2. 図面の記載例と注意事項.....	14
3. 省エネ適合を仕様基準による場合の図面の記載例と注意事項.....	25
4. 完了検査時によくある指摘等.....	27
(1) よくある指摘.....	27
(2) 完了検査ができない場合.....	28
(3) 完了検査前の使用制限について.....	28
VI 参考資料	29
1. 大規模な修繕・大規模な模様替え	29
2. 省エネ基準に係る確認申請書類に添付する図書等のチェックリスト	34
3. 確認申請様式の記載例と注意事項.....	35

I 申請先一覧等

1. 申請窓口一覧

申請及び建築相談は特定行政庁もしくは民間確認検査機関のいずれかに、申請者が選択して申請を行ってください。省エネ性能適合性判定申請も同様です。

特定行政庁一覧

窓口	住所・電話番号	審査対象
恵庭市建設部建築指導課 ※限定特定行政庁	恵庭市京町 85-2 第2庁舎 3階 Tel:0123-33-3131	恵庭市内の物件で以下のものに限る。 ・新2号建築物のうち、木造の建築物で、地階を除く階数が2以下であるもの、延べ面積が300平方メートル以下のもの及び高さが16メートル以下のもの ・新3号建築物 ・施行令148条に規定する工作物 ・上記建築物に設置する建築設備
石狩振興局産業振興部建設指導課建築住宅係	札幌市中央区北3条西7丁目6階 Tel:011-204-5833	工作物、建築設備（限定特定行政庁の審査対象を除く）
北海道建設部住宅局建築指導課建築基準グループ	札幌市中央区北3条西6丁目9階 Tel:011-204-5578	上記以外の全ての物件

北海道知事指定確認審査機関（石狩管内）

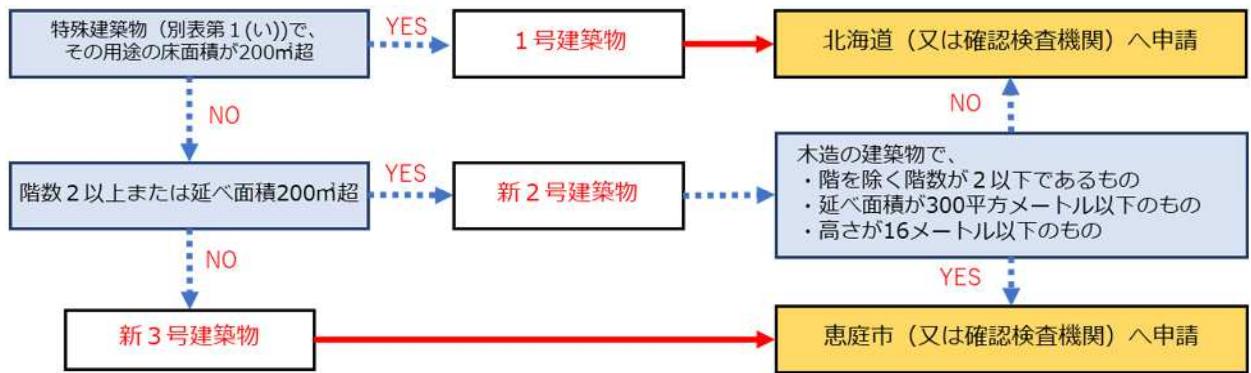
窓口	住所・電話番号	主な審査対象
一般財団法人 北海道建築指導センター	札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌北三条ビル 8F TEL:011-241-189	用途が住宅（併用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）で床面積が500平方メートル以内の建築物の確認、中間検査及び完了検査。
株式会社 サッコウケン	札幌市中央区南1条東2丁目6番地 大通バスセンタービル2号館9F TEL:011-887-6585	床面積の合計が10,000平方メートル以内の建築物の建築確認、検査。

2. 建築確認手続きが必要な規模（建築物）

下表の区分により主な確認申請等の要否を確認してください。

構造・階数	規模	工事種別	都市計画区域内	
			右欄以外	防火・準防火地域
1号建築物 特殊建築物（旅館、店舗、飲食店、児童福祉施設等）	当該用途の床面積が200m ² を超えるもの	新築	○	○
		増築,改築,移転	○	○
		10m ² 以内	—	○
		大規模な修繕・模様替え	○	○
		用途変更	○	○
新2号建築物 すべての構造の建築物（用途問わず）	階数が2以上又は床面積200m ² を超えるもの	新築	○	○
		増築,改築,移転	○	○
		10m ² 以内	—	○
		大規模な修繕・模様替え	○	○
新3号建築物 すべての構造の建築物（用途問わず）	平屋かつ床面積200m ² 以下のもの	新築	○	○
		増築,改築,移転	○	○
		10m ² 以内	—	○
		大規模な修繕・模様替え	—	—

【参考】確認申請が必要な建築物の区分と申請先（都市計画区域内の場合）



【1号、新2号建築物の場合】

- 省エネ基準対象の建築物は仕様基準を活用する場合は確認申請時に審査をします。
- 省エネ適合性判定を申請する場合、省エネ適合性判定通知書の提出が必要です。

II 確認申請に添付する書類の改正点

1. 確認申請時に必要な書類の合理化

改正建築基準法の全面施行時（令和7年4月1日）において、旧4号建築物のうち、審査省略対象から外れるものについては、提出図書等の合理化が図られます。

旧4号から新2号に移る建築物のうち、仕様規定のみで構造安全性を確認する計画については、必要事項を仕様表等に記載することで、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び軸組図の添付が省略できるなど、添付図書の合理化が図られています。

【参考】改正前後の提出書類の変更点



2. 省エネ基準を仕様基準による場合の必要書類（住宅のみ）

詳細は国土交通省作成のテキストをご覧ください。

種別	記載項目	記載する設計図書の例
外皮	仕様基準の対象部位	平面図、断面図
	建築物の種類（建て方）	平面図
	部位の構造及び工法	平面図、断面図
	平面図、断面図	平面図、断面図
	断熱材の施工法	平面図、断面図
	部位の熱貫流率	平面図、断面図、熱貫流率計算書
	部位の断熱材の熱抵抗値	仕様書、平面図、断面図
	開口部の熱貫流率	仕様書、平面図
	窓の日射熱取得率	仕様書、平面図
	ガラスの日射熱取得率	仕様書、平面図
暖房設備	付属部材の有無	平面図、断面図
	ひさし、軒等の有無	断面図、立面図
冷房設備	暖房方式	仕様書、平面図
	暖房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
換気設備	冷房方式	仕様書、平面図
	冷房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
換気設備	比消費電力	仕様書
	換気方式	仕様書、平面図
	ダクトの内径	仕様書、平面図
	電動機の仕様	仕様書
照明設備	非居室の照明設備の種類	仕様書、平面図
給湯設備	給湯機の種類	仕様書、平面図
	給湯機の効率等	仕様書

上表に示す建材又は設備機器等の種別や性能値等を設計図書に記載する際は、当該性能値等は、国立研究開発法人建築研究所が定めHP上で公開する技術情報

(<https://www.kenken.go.jp/becc/>、以下「建研技術情報」という。)に記載するJIS等の規格に基づく種別、性能値等であることが必要となる。このため、設計図書等には性能値等の根拠となる規格等に関する情報を明示することが必要となる。

3. 省エネ基準を省エネ適合性判定による場合の必要書類

省エネ適判を受けている場合は、申請者が省エネ適判機関から発行される省エネ適合性判定通知書を、建築確認申請を行っている建築主事等に提出する必要があります。

提出が必要な書類

- ・省エネ適合性判定通知書またはその写し（省エネ適判機関等が発行したもの）
- ・計画書またはその写し（省エネ適判機関の確認印があるもの）

4. 設計住宅性能評価等により省エネ適判を省略する場合

設計住宅性能評価を受ける場合（長期優良住宅の認定書及び長期使用構造等の確認書を提出する場合も同様）は、申請者が建築主事等に宣誓書を提出する必要があります。

期日までに評価書を提出できない場合は、宣誓書を取り下げ、省エネ適判を申請する必要があります。

（記入例）

(参考様式)	
宣言書	
2025年〇月〇日	
〇〇確認検査株式会社 御中	
設計者を記載する場合には、建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入	
建築主又は設計者 省エネ 太郎 の氏名、住所 〇県〇市〇町1-2-3	
設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を省略することを予定しておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、省エネ適判を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。	
記	
1. 提出予定の評価書等又はその写しについて <input checked="" type="checkbox"/> (1) 設計住宅性能評価書 <input type="checkbox"/> (2) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書 <input type="checkbox"/> (3) 長期使用構造等である旨の確認書	
2. 設計住宅性能評価等の申請状況について <input checked="" type="checkbox"/> 申請済 申請年月日 (2025年〇月〇日) <input type="checkbox"/> 申請予定 申請予定年月日 (年月日) 申請先の名称 〇〇住宅評価株式会社 及び所在地※ 〇県〇市	
※申請先の名称について、1.(1)、(3)を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、1.(2)を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名をご記入ください。 ※所在地の記載は、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。	
記載欄	受付欄
設計住宅性能評価書等の提出等	
<input type="checkbox"/> 提出有 (提出日 年 月 日)	
<input type="checkbox"/> 提出無 (本書の取下げ)	
<input type="checkbox"/> その他 ()	

III 確認申請の様式

1. 確認申請書の様式について

令和7年4月1日から様式が改正されます。

確認申請様式の記載例と注意事項は参考資料3.「確認申請様式の記載例と注意事項」をご覧ください。

建築申請書の第三面と第四面の改正部分

第三面 ※18に経過措置の適用が追記 (R8.3.31まで)

【6. 宅配ボックスの設置部分】

() () () ()

【7. その他の不算入部分】 () () () ()

【7. 住宅の部分】 () () () ()

【8. 老人ホーム等の部分】 () () () ()

【9. 延べ面積】 () () () ()

【10. 容積率】 () () () ()

【12. 建築物の数】

【1. 申請に係る建築物の数】

【2. 同一敷地内の他の建築物の数】

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物)(他の建築物)

【1. 最高の高さ】 () () ()

【2. 階数】 地上 () () ()

地下 () () ()

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【5. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【16. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【17. 特定工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 年 月 日 () ()

(第 回) 年 月 日 () ()

(第 回) 年 月 日 () ()

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【1. 適用の有無】 有 無

【2. 適用があるときは、その区分】

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項

その他

【19. その他必要な事項】

【20. 備考】

第四面 ※11の特例部分の項目の追加

【4. 最高の高さ】
【5. 最高の軒の高さ】

【10. 建築設備の種類】

【11. 確認の特例】

【4. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無

【5. 適用があるときは、特例の区分】

建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第1号に掲げる審査

建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第2号に掲げる審査

(構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士)

(1) 氏名

(2) 資格 構造設計一級建築士交付第 号

【6. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【7. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

【8. 認定型式の認定番号】	第	号
----------------	---	---

【9. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【10. 認定型式部材等の認証番号】

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【4. 階別】 (階)	() () () ()		
(階)	() () () ()		
(階)	() () () ()		
(階)	() () () ()		
(階)	() () () ()		
(階)	() () () ()		
【5. 合計】	() () () ()		

【13. 屋根】

【14. 外壁】

【15. 軒裏】

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

【参考】第三面留意点

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点												
⑫	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>確認申請</td> <td>確認済証</td> <td>着工</td> <td>完了申請</td> <td>検査申請</td> <td>検査済証</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	確認申請	確認済証	着工	完了申請	検査申請	検査済証	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>					<p>確認：審査する 検査：検査する</p>	<p>改正後の様式を使用又は 改正前の様式に経過措置の適用 の有無の記載欄を追加して使用</p>
確認申請	確認済証	着工	完了申請	検査申請	検査済証										
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>														

<記載例①:
木造軸組>

確認申請書（建築物）
(第三面)

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】
 【i. 適用の有無】 有 無
 【ii. 適用があるときは、その区分】
 建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項
 その他

・経過措置を適用しない場合は
「無」にチェック

・令第43条（壁量）又は
令第46条（柱の小径）のいずれかのみの
経過措置の適用は不可

<記載例②:
枠組壁工法>

確認申請書（建築物）
(第三面)

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】
 【i. 適用の有無】 有 無
 【ii. 適用があるときは、その区分】
 建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項
 その他

【19. その他必要な事項】
平成13年国土交通省告示第1540号及び第1541号（枠組壁工法）の経過措置の適用有り

・適用区分の記載欄（18.ii）の
「その他」には枠組壁工法等（順次追加予定）
が該当

・その他の経過措置を適用する場合は、
該当する告示番号等を記載

2. 確認申請の添付書類について

確認申請図書における合理化については、Ⅱ.1.「確認申請時に必要な書類の合理化」にて記載していますが、恵庭市に確認申請図書を提出する場合は、国土交通省が発行した確認申請・審査マニュアル第2章2.「確認申請図書の作成例」及び3.「確認申請図書（参考）」を参考に、これまでの確認申請図書の他、仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物については、必要事項を「仕様表」に記載することで「基礎伏図」「各階床伏図」「小屋伏図」及び「軸組図」の添付を省略し、添付書類の合理化を図るとともに審査の省力化にご協力ください。

確認申請図書の主な添付図書一覧

- 計画概要・付近見取図・内部仕上表・外部仕上表・仕様表
- 求積図・地盤面算定表・配置図
- 平面図
- 立面図・断面図（断面図は矩計図でも可）
- 構造詳細図
- 壁量判定用床面積・見付面積計算表
- 壁量判定・耐力壁図
- 四分割法判定
- 柱頭柱脚金物判定
- 給排水衛生・電気設備図
- 換気・採光計算書

3. 様式チェックリスト

国では木造一戸建て住宅の確認申請に必要な図書の例を作成しており、図面に明示すべき事項を建築基準法施行規則1条の3からチェックリスト形式で掲載しています。北海道においてもチェックリストを作成しておりますので申請図書の作成時に活用ください。

2階建の木造一戸建て住宅（軸組工法）等の
確認申請チェックリスト【北海道版】
ダウンロードページ



【参考】国マニュアルのチェックリストの例

The image shows a sample checklist for a 2-story wooden one-family house using the axial frame method. The checklist is titled '(2) 配置図 チェックリスト' and includes a large blue checkmark icon and a blue pencil icon. The table has three columns: '根拠条文' (Basis of Regulation), '番号' (Number), and '明示すべき事項' (Items to be indicated). The table is divided into sections by row numbers 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, and 2-5. The right margin of the page features a vertical column of chapter titles from 1 to 5, with the 4th chapter (中核都市等における申請) being the active page.

根拠条文	番号	明示すべき事項
配置図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)		<input type="checkbox"/> 縮尺・方位 <input type="checkbox"/> 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 <input type="checkbox"/> 护壁の設置その他安全上適切な措置(法第19条第4項)
	2-1	<input type="checkbox"/> 土地の高低(法第19条第1項)、敷地と敷地の接する他の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
	2-2	<input type="checkbox"/> 敷地の接する道路の位置、道路幅員及び道路の種類(法第42条) <input type="checkbox"/> 下水管などの、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路(法第19条第3項)
堀 (法第20条、令第3章第4節ほか)	2-3	<input type="checkbox"/> 組横造の堀の位置(令第3章第4節) <input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造の堀の位置(令第3章第4節の2) <input type="checkbox"/> 無筋コンクリート造の堀の位置、構造方法及び寸法(令第3章第7節)
水洗便所 (法第31条1項)	2-4	<input type="checkbox"/> 排水溝の位置及び公共下水道の位置
浄化槽 (法第31条2項)		<input type="checkbox"/> 浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法
給排水配管設備 (法第36条、令第129条の2の4)		<input type="checkbox"/> 建築物の外部の給水タンク等の位置 <input type="checkbox"/> 配管設備の種別及び配管 <input type="checkbox"/> 給水タンク等からくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く)、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)
くみ取便所、井戸 (法第36条)		<input type="checkbox"/> くみ取便所の便槽及び井戸の位置
都市計画区域等に関する規定 (法第3章)		<input type="checkbox"/> 敷地の道路に接する部分及びその長さ <input type="checkbox"/> 用途地域の境界線 <input type="checkbox"/> 指定された容積率の数値の異なる地域の境界線 <input type="checkbox"/> 防火地域の境界線
第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離 (法第54条)		<input type="checkbox"/> 都市計画において定められた外壁の後退距離の限度 <input type="checkbox"/> 申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の面積 <input type="checkbox"/> 外壁の後退距離に対する制限の緩和(令第135条の22)に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積 <input type="checkbox"/> 申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ
建築物の各部分の高さ (法第56条)		<input type="checkbox"/> 地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ <input type="checkbox"/> 地盤面の異なる区域の境界線 <input type="checkbox"/> 後退緩和(令第130条の12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積 <input type="checkbox"/> 通路斜線制限の緩和(法第56条第2項)に規定する後退距離 <input type="checkbox"/> 二以上の前面道路がある場合(令第132第1項若しくは第2項)又は前面道路の反対側に公園等がある場合(令第134条第2項)に規定する区域の境界線 <input type="checkbox"/> 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水辺その他これらに類するものの位置 <input type="checkbox"/> 北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置

IV 図面記載例の補足とよくある指摘

1. 共通事項

(1) 図面の描写

- ・線種、線幅が同一で記載内容が不明瞭（パソコンの画面上は色分けされているが、印刷では見づらい）

（例）配置図－軒先ラインと排水経路の記載が同一

平面図－バルコニー部分の開口部と袖壁部分の記載が同一 玄関框と間仕切り壁の記載が同一

立面図－タイル割の記載があり出隅・入隅が不明瞭

- ・寸法、文字の記載が小さい、重なっていて読めない
- ・算出根拠が不明な数値を記載している

（例）平均天井高さの記載があるが、計算式を記載していない

(2) 面積、数値の端数処理

- ・敷地面積、建築面積、床面積、途中計算は省略せずに合計した後、小数点以下第3位を切捨
- ・壁量計算等構造の床面積は切上げ
- ・建蔽率、容積率は、小数点以下第3位以下を切上
- ・上記以外は不利な方に切上げ、切捨て

（例）採光計算（法第28条）について 室面積（切上げ）/7 = 必要採光面積（切上げ）

設計採光面積 = 採光補正係数（切捨て）×建具面積（切捨て）

(3) 図面の記載内容について

- ・確認申請図書の作成例（ダイジェスト版、詳細版共）は記載例なので個々の内容により必要に応じて加筆・削除して作成して下さい。
- ・一の図面に各内容を記載することにより図面が繁雑となり見えづらくなる場合は、他の図面に内容を記載する、もしくは、別図面を作成することが考えられます。

（例）平面図（縮尺1/100程度）に外部建具の下記の内容を全て記載すると、以下の記載が必要になると考えられます。凡例でまとめて記載できる場合は内容を省略できますが、各仕様がそれぞれ違う場合は各内容についての記載が必要となります。

- ・建具記号、建具形態、建具サイズ、開放角度、取付高さ、採光補正係数のd寸法
(法第28条の採光、換気計算に必要な記載)
(令第116条の2第1項第二号の計算に必要な記載)
- ・建具サッシ枠、ガラス、庇等の付属部材等の仕様（省エネ基準に必要な記載）
- ・防火設備の記載（防火・準防火地域内で延焼の恐れのある部分の開口部）等

- ・建築物規模、計画内容にもよりますが、必要に応じて、次の①～③を参考に図面を作成して下さい。

①平面図に建具記号を記載して、別図で建具表を作成する

②平面図の縮尺を拡大する（縮尺1/50）

③省エネ基準については別図を作成する

(4) 建築確認申請図書の記載内容の重複について

- ・設計図書に記載する内容が各図面に重複して記載されている場合がありますが、必要以上に記載する必要ありません。

(例) 面積表（敷地面積、建築面積、各床面積、建蔽率、容積率等）を配置図、求積図、平面図それぞれに記載 → 面積の訂正があった場合、配置図、平面図の訂正も必要になります。

市の補足説明

ダイジェスト版に記載の内容

2-1-2

確認申請図書の作成例
(1) 仕様表・1

(1) 仕様表・1

仕様表作成のねらい

ここでは、1 (3) に示した、新築の木造一戸建て住宅（軸組構法）に基づいた仕様表の記入例を示します。個々の設計の内容により必要に応じて加筆・削除することを想定しています。また、フォーマット自体もあくまで参考であり、状況に合わせて他の図面に情報を記載したり、特記仕様書等に代えたりすることも考えられます。

1-10

1-11

仕様表

単位：特記なき限り (mm)

住宅の名称	○○様邸 (東京都○○市○○町○-○-○)		
仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載			
項目	小項目	仕様	備考
建築材料 (法第 37 条)	基礎コンクリート JIS	設計基準強度 $F_c: 24N/mm^2$ 以上 スラブ厚：18cm 以下	1-9
	基礎鉄筋 JIS	SD295	
令第 2 章第 2 部 (居室の天井の高さ、床 の高さ及び防湿方法) (令第 22 条)	居室の床の高さ及 び防湿方法 床の高さ	640 (直下の地面 (BM + 400) から)	
	防湿方法	ねこ土台 (有効換気面積 75af/m)	
構造部材の耐久 (令第 37 条)	構造耐力上主要な部分 支持地盤の種別及び位置 基礎の種類 基礎の底盤の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値・算出方法 木ぐい及び常水面の位置 鉄筋	腐食、腐朽、摩損のあそれのあるものに食害等防止の措置 砂質地盤 (GL-0.5m) ベタ基礎 地盤面からの深さ : GL-100、根入れ : GL-300 地盤の許容応力度 : 30kN/m ² 対象外 (木ぐい無し) 主筋 : D13、立上り・底盤・開口補強筋 : D10	1-1
令第 3 章第 2 部 (構造部材等)	地盤調査 地盤改良	SWS 試験 該当なし	SWS 試験結果に基づく地盤調査報告書
屋根ふき材等 (令第 39 条)	屋根ふき材の固定方法 屋外に面する部分のタイル等の緊結方法 衣類光システム等を設置した際の防錆処理	平置、全数固定、棟部：ねじ固定、軒・けらば：ねじ 3 本 該当なし 該当なし	1-3
木材 (令第 41 条)	木材の規格 (JAS) または等級	構架材、柱材、筋かい等、その他：無等級材 耐力上の欠点のないこと	1-4
土台及び基礎 (令第 42 条)	柱脚の固定方法 土台の固定方法	土台 120 × 120 (ヒノキ、無等級材) を設ける アンカーボルト (M12) + 座金 (厚 14.5 × 40 角 × 14 φ) にあたり緊結、柱から 200 以内に設置 (設置間隔 : 2700 以内)	△マーク表示金物又 は同等認定品
柱の小径 (令第 43 条)	構架材間距離 柱断面の欠き取り (1/3 以上) の有無 2 段までの隅柱	1 段：小径 120、構架材相互底の垂直距離の最大 : 2844 柱の小径と構架材間内法の比率 : 1/23.7 2 段：小径 120、構架材相互底の垂直距離の最大 : 2730 柱の小径と構架材間内法の比率 : 1/22.8 1/3 以上欠き取る場合は適切に補強 通し柱、または同等の補強 (N 値計算による)	
はり等の構架材 (令第 44 条)	中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込み	欠込み : 無し	
筋かい (令第 45 条)	筋かいの表面 筋かいの欠き込み	45 × 90 原則欠き込み無し (必要ある場合) たすき部補強 : 両面から短冊金物 (S) 当て 六角ボルト (M12) 繋び、スクリューくぎ (ZSSO) 打ち	△マーク表示金物又 は同等認定品
構造耐力上必要な 軸組 (令第 46 条)	第 1 項 第 3 項 床組・小屋組の火打、構造用合板等、振れ止め 第 4 項 壁量基準 (耐震・耐風)	主要な梁せい : 斜ギ (120 × 120~240) 床組・構造用合板 (厚 12~24) 小屋組の火打 (木製)、振れ止め : 設置 火打土台 : 斜ギ (45 × 90) ユニットバス、土間床部分は 隠す 筋かい (45 × 90 シングル、ダブル)、配筋は壁量平面図 による、準耐力壁は外壁周囲の大壁部分	
耐手・仕口 (令第 47 条)	筋かい端部 耐力壁同側柱頭・柱脚 その他の柱頭・柱脚	繋結方法 : 筋かいプレート (BP2 等) N 値計算による かど金物 (CP-L) 等	△マーク表示金物又 は同等認定品
防漏措置等 (令第 49 条)	小屋組の接合方法 床面モルタル下地等の防水措置	耐震性向上のための接合部仕様 たるき・軒桁接合 : ひねり金物 ST-15 たるき・もや接合 : 鉄丸くぎ 2-N75 2 本斜め打ち 小屋梁・小屋組 : かすがい C120 両面打ち 該当なし	平 12 建告第 1460 等 再準耐震 : 34m/s、 荷重 : 3.0 (スギ) △マーク表示金物又 は同等認定品
	構造耐力上主要な部分の柱、筋かい、土台	地盤から 1m の範囲で防漏・防蟻処理	1-7

※本書では掲載を省略

項目	小項目	仕様	備考
1-12	構造方法 令第3章第4節の2 (補強コンクリート ブロック造)	鉄筋なし 建築用コンクリートブロック A種	壁の高さ=1200
	壁の厚さ	150	
	補強筋	壁内部 縦横に80cm 間隔にD10配置 横筋:壁頂・基礎補強筋、緩筋:壁端部、隅角部 D10	
	補強筋兼部	端部はかぎ状に折り曲げ、交差する鉄筋にかぎ掛け	
1-13	上	粘土瓦(防災瓦)	瓦:不燃材料
防火構造 延焼のおそれのある 部分	屋根 (法第22条)	構造用合板特種(厚)12 鉄丸くぎN38 150ピッチでたるきに固定	
	野地板	改質アスファルトルーフィング 940(22kg)	
	防水紙		
1-14	上	葉巻系サイディング(厚)18 通気構造	半火材料(認定番 号XX)
	外壁 (法第23条)		
	上	繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚)11.5 EP	
軒裏 (令第108条)			
1-15	内装材 (令第20条の8)	内装材(複合フローリング、集成材、ビニルクロ ス、化粧石こうボード、ふすま紙、内装・収納ド ア、洗面化粧台、キッチンセット、接着剤)	全てF☆☆☆☆
1-16	機械換気設備の構造 換気設備 (令第20条の8)	第3種機械換気設備 80 m ³ /h × 2基(1, 2階便所に 設置)、各居室に給気口設置 台所はレンジボードによる(換気量○○m ³ /h)	内装ドアにはアンダ ーカットH=10、ま たは換気ガラリ設置
1-17	建蔽設備の構造強度 (令第129条の2 の3)	建蔽機以外の建築設備の構造方法	全ての天井裏等
		建築物に設ける建蔽機以外の建築設備の安全設置に関する 平12建告第1388号および同左第5改正(平24建文告 第1447号)の構造方法に従い設置	平25国住指第 4725号(給湯設備 の転倒防止に係る技 術基準の改正:技術 的助言)
給排水衛生設備	給水・給湯器材料	引込:ステンレス管 敷地内:耐衝撃硬質塩化ビニル管 住戸内:柔軟ホリエチレン管	
給水、排水その他 の配管設備 (令第129条の2 の4)	排水管材料	排水樹:コンクリート製樹、硬質塩化ビニル製樹 排水管:硬質塩化ビニル製排水管 地中埋設管:防食テープにて処理 排水勾配:1/100以上 管径は、上下水道局の基準による	
	栓柱	吐水口空間を有効に確保する	
特定行政庁が条例、規 則で定める規定	法第40条	-	
	法第41条	+	

1-18



■付近見取図 S=1/5000



■計画概要

工事名称	○○邸新築工事
建築主	住所 東京都○○市○○町○-○-○ 氏名 太郎
敷地概要	地名地番 東京都○○市○○町△-△ 住居表示 東京都○○市○○町○-○-○ 敷地面積 165.00 m ² 都市計画区域 市街化区域 用途地域 第1種低層住居専用地域 防火地域 指定なし(法22条区域) 指定建築率 50% 指定容積率 100% 高さ制限 10m 高度地区 ー 日影規制 4時間、2.5時間、1.5m 道路 前面道路幅員 6.000m、接道長さ 11.000m 土砂災害特別警戒区域 ー
建築概要	建物用途 一戸建ての住宅 工事の種別 新築工事 構造 木造 階数 2階建て 地盤面 BM+0.336m 最高高さ 8.114m 軒高さ 6.404m 建築面積 71.21 m ² 床面積 1階床面積 69.22 m ² 2階床面積 52.99 m ² 延床面積 122.21 m ²

記載する内容は申請書の内容と一致させてください

■内部仕上表

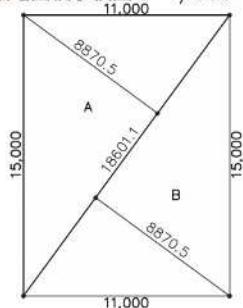
階	室名	床		巾木		壁		回縁		天井		備考
		仕上	記号	厚	仕上	H	厚	下地	記号	厚	下地	記号
1階	玄関	磁器質感糊	9	磁器質感糊	150角	9	ビニールクロス貼	W1	木製回縁	ビニールクロス貼	C1	手すり下地
	モルタル	タイル150角	30	セッコウボード	W5	12.5	セッコウボード	C4	9.5	セッコウボード	C4	9.5
	ホール・廊下	F1 15	木製巾木	60	ビニールクロス貼	W1	木製回縁	ビニールクロス貼	C1	セッコウボード	C4	9.5
	構造用合板	F6 24	セッコウボード	W5	12.5	セッコウボード	C4	9.5	セッコウボード	C4	9.5	合板1類
	物入	F5 15	帷巾搭		合板1類	W4	9.5	木製回縁	合板1類	C3	9.5	
	構造用合板	F6 24										
	納戸	F1 15	木製巾木	60	ビニールクロス貼	W1	木製回縁	ビニールクロス貼	C1	セッコウボード	C4	9.5
	構造用合板	F6 24	セッコウボード	W5	12.5	セッコウボード	C4	9.5	セッコウボード	C4	9.5	点検口(天井)
	和室(特定居室)	F2 30	垂寄		じゅう塗	W2	8	木製回縁	化粧セッコウボード	C2	9.5	ブラインド
	構造用合板	F6 9	ラスボード	W6	7.5	ラスボード	W6	7.5	木製回縁	床: カラマツ縁甲板(?)15床		障子
2階	押入	F5 15	帷巾搭		合板1類	W4	12.5	木製回縁	合板1類	C3	9.5	
	構造用合板	F6 24										
	台所	F1 15	木製巾木	60	ビニールクロス貼	W1	木製回縁	ビニールクロス貼	C1	セッコウボード	C4	9.5
	構造用合板	F6 24	セッコウボード	W5	12.5	セッコウボード	C4	9.5	セッコウボード	C4	9.5	レンジフード、掃除口(トラップ)
	居間・食事室	F1 15	木製巾木	60	ビニールクロス貼	W1 / W3 - / 8	木製回縁	ビニールクロス貼	C1	セッコウボード	C4	9.5
	構造用合板	F6 24	セッコウボード	W5 / - 12.5 /	セッコウボード	C4	9.5	セッコウボード	セッコウボード	C4	9.5	カーテン
	洗面・脱衣室	塩化ビニール製床材 F3 2.3	ビニール製巾木	60	ビニールクロス貼	W1	塩ビ製回縁	ビニールクロス貼	C1	セッコウボード	C4	9.5
	構造用合板	F6 24	セッコウボード	W5	12.5	セッコウボード	C4	9.5	セッコウボード	C4	9.5	換気扇、掃除口(トラップ)
	便所	塩化ビニール製床材 F3 2.3	ビニール製巾木	60	ビニールクロス貼	W1	塩ビ製回縁	ビニールクロス貼	C1	セッコウボード	C4	9.5
	浴室	F6 24	セッコウボード	W5	12.5	セッコウボード	C4	9.5	セッコウボード	C4	9.5	手すり、換気扇

火気使用室の内装制限について明示してください

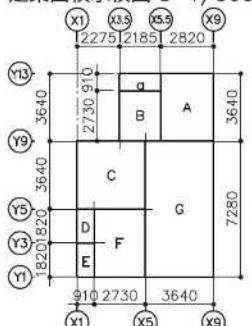
■外部仕上表

部 位	下地・仕上	備考
基礎	鉄筋コンクリート造ベタ基礎	
床下換気口	ねこ土台(有效底横200cm ² /m、高さ20mm)	防虫網
外壁	窓業系サイディングボード18mm(通気構法)	防火時間30分(認定番号: PC0308E-○○○○)
軒裏	繊維混入りガルバ鋼板厚11mm	防火時間30分(認定番号: QF030RS-○○○○)
外部開口部	アルミ製ドア、アルミ製サッシ 複層ガラスA12(網入厚6.8合)	防火時間20分(認定番号: EB-○○○○▲▲▲□□□●●●)
屋根	野地板: 構造用合板 特類 厚12mm 改質アスファルトルーフィング 粘土瓦	防火設備

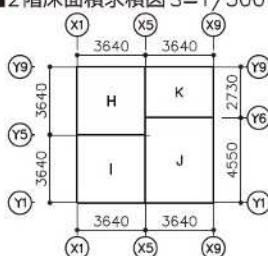
■敷地面積求積図 S=1/300



■1階床面積及び建築面積求積図 S=1/300



■2階床面積求積図 S=1/300



■地盤面算定表 S=1/300

6-1



■敷地面積表

符号	底辺	高さ	倍面積
A	18.6011	8.8705	165.0010
B	18.6011	8.8705	165.0010
			倍面積合計 330.0021
			合計面積 165.0010
			地積 165.00 m ²

■配置図 S=1/100



面積の合計の小数点以下
第3位は切り捨て

■床面積表

	縦	横	面積
a	0.91	2.185	1.98835
A	3.64	2.82	10.2648
B	2.73	2.185	5.96505
C	3.64	3.64	13.2496
D	1.82	0.91	1.6562
E	1.82	0.91	1.6562
F	3.64	2.73	9.9372
G	7.28	3.64	26.4992
H	3.64	3.64	13.2496
I	3.64	3.64	13.2496
J	4.55	3.64	16.562
K	2.73	3.64	9.9372
1階床面積	A+B+C+D+E+F+G= 69.228 m ²		
	= 69.22 m ²		
2階床面積	H+I+J+K= 52.998 m ²		
	= 52.99 m ²		
延床面積(容積対象面積)	1階床面積-2階床面積= 122.21 m ²		
容積率 74.07%	< 100% (OK)		
建築面積	a+A+B+C+D+E+F+G= 71.216 m ²		
	= 71.21 m ²		
建蔽率 43.16%	< 50% (OK)		

■各位置高さ

	道路中心高 からの高さ	地盤面 からの高さ
樋先 i	3.610 m	3.324m
樋先 ii	6.472 m	6.186m
寄棟頂部	8.400 m	8.114m

■斜線検討

斜線検討 I
道路斜線距離 = 7.465
道路斜線の高さ = 7.465 × 1.25
= 9.331
軒先 i 高さ = 3.610 OK

斜線検討 II
北側斜線距離 = 2.007
北側斜線の高さ = 5.000 + 2.007 × 1.25
= 7.508
軒先 ii 高さ = 6.186 OK

斜線検討(道路斜線、北側斜線)結果を記載してください。

率の小数点以下第3位以下を切上げ。

■地盤面算定表

6-2

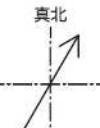
	長さ m	高さ m	面積 m ²
イ	5.205	0.4	2.082
口	11.12	0.4	4.448
八	7.48	0.4	2.992
二	7.48	0.4	2.992
木	2.275	0	0
八	3.64	0	0
合計	37.20		12.514
地盤面 = 12.514 m ² / 37.20m = 0.33639m			
= BM+336mm			

■凡例

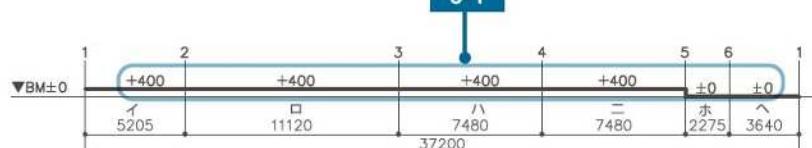
□ 排水樹

地盤面=BM+336

(±0) BMからの高さを示す

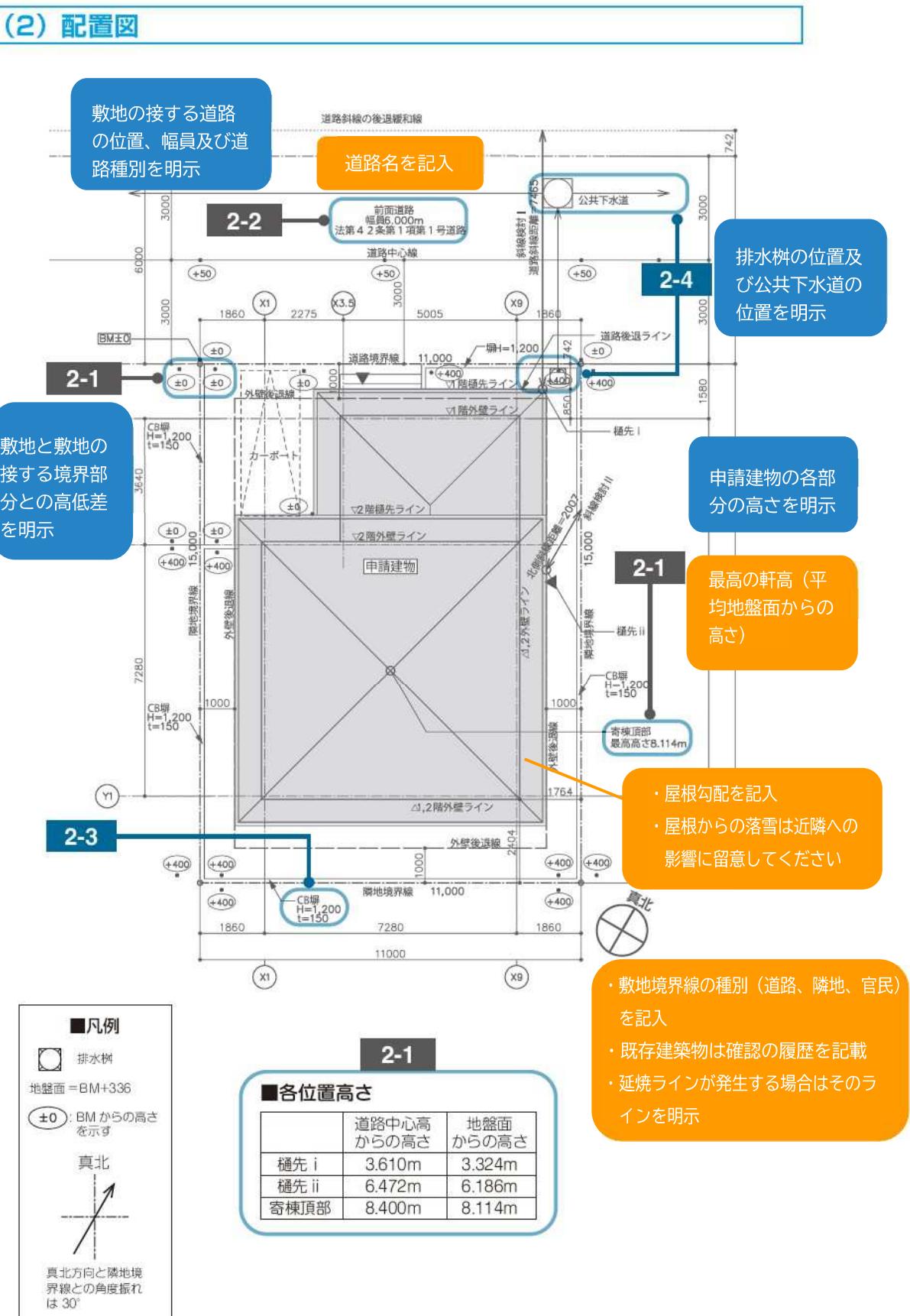


真北方向と隣地境界線との
角度振れは30°



6-1

6-2



よくある指摘

- ・建蔽率、容積率の小数点第3位を四捨五入または切捨てしている（小数点第3位以下切上げ）
 - ・建築物配置の寸法が一箇所しか記載していない。
 - ・排水経路、放流先（下水道、集落排水）の記載がない。
 - ・敷地地盤の高低差があるのに法面、構造物の記載が無い。
 - ・敷地内外（建築物周囲共）の地盤高低差の記載が無い。
- 高低差がある場合は平均地盤を算出
- ・容積率は法第52条第1項（用途地域による容積率）、法第52条第2項（前面道路の幅員による容積率）の規定によるが、2項の検討がされていない場合が多い。
 - ・道路中心線を車道部分の中心線で記載している。（歩道含む全体幅員の中心）
 - ・敷地に道路が2以上接道している場合は、幅員の最大のものを前面道路とする。
 - ・道路と敷地に高低差があり、建築物から道路に通じる階段や傾斜路等の有効な通路等が設けられない場合は、敷地が接道しているとはいえない。

(3) 平面図 ※2階平面図は、省略します。

※建具案内、火災報知設備案内、各開口部の段差、開口幅を兼ねる。

① 1階平面図

一の図面に各内容を記載することにより
図面が繁雑となり見えづらくなる場合は、
他の図面に内容を記載や、別図面を作成
する方法もあります。

回り階段の場合は
踏面の狭い方から
30cmの場所が
踏面の幅です。

階段、踊り場、手す
りの位置・出幅及
び構造を明示

寝室として使用する室
の場合、住宅用火災警報
器が必要です。室名の下
に（寝室）と記載が必
要です。



給気口の位置を明示

火気を使する室の換
気経路を明示

排気の位置を明示

コンロの位置、種別、発
熱量を明示

出窓がある場合は床面積に
算入・不算入の検討が必
要です。
(ダイジェスト版P09 参照)

■凡例	
熱	住宅用防災機器 (熱式感知器)
煙	住宅用防災機器 (煙式感知器)
△	換気扇100φ・附 (令20条の8によ り設置高さ=FL+2 (レンジフード材質)
●	換気扇100φ・附 (台所のみ150φ 設置高さ=FL+2)
→	給気口100φ・防火覆い付 設置高さ=FL+2100
→	ドアのアガーカット等(通気措置)
防	防火設備 アルミサッシ+複層ガラス A12(納入厚6.8mm)
□	給湯器
□	床下点検口

居室に設ける
採光・換気のた
めの窓その他の
の開口部の位
置を明示

3-1
3-5
3-3

採光補正係数の算出に必要な水平距離（開口
部の上にある各部からその部分の面する隣地
境界線等まで）を明示

3-4
3-10

検討Ⅰ	
階段検討	有効幅 766
	蹴上げ 階高/段数 = 2900/15 = 199.33
	踏面 910/4=227.5
	手摺幅 壁から 90

階段、踊り場、手す
りの位置・出幅及
び構造を明示

換気設備の有効
換気量を明示

よくある指摘

- ・屋外部分の用途（ポーチ、テラス、物干し場、自転車置場等）を記載していない。

（用途により床面積に算入する必要があります。）

- ・建築、床面積算出用の寸法に一部記載もれがある。

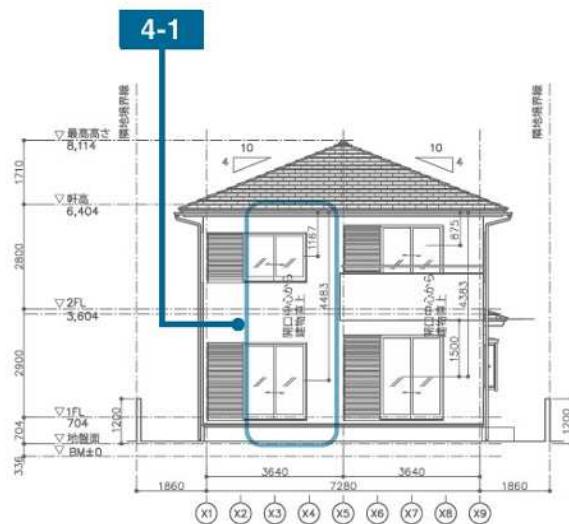
- ・平面図と24時間換気の計画図書とが整合していない。

（例）平面図には納戸の建具に通気措置を計画しているが、24時間換気計算では換気対象外として計算している。

- ・防火、準防火地域内で延焼の恐れのある範囲内にある屋根、外壁、軒天、開口部（局所換気、24時間換気等含む）の仕様が記載されていない。

(4) 立面図

①南側立面図



②東側立面図

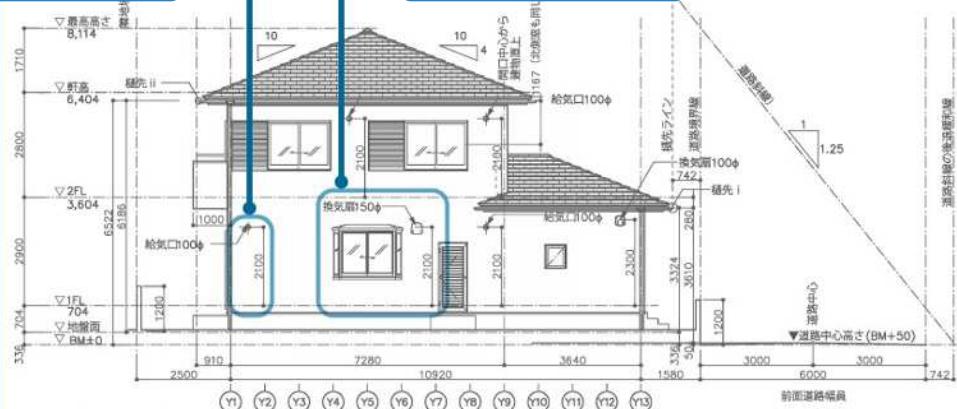
給気口の位置を明示

4-2

4-3

排気の位置を明示

北側・道路斜線の検討を行ってください。



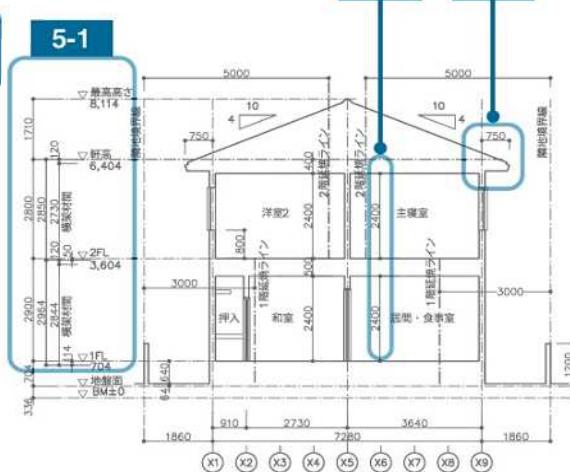
建築物の各部分
の高さを明示

(5) 断面図

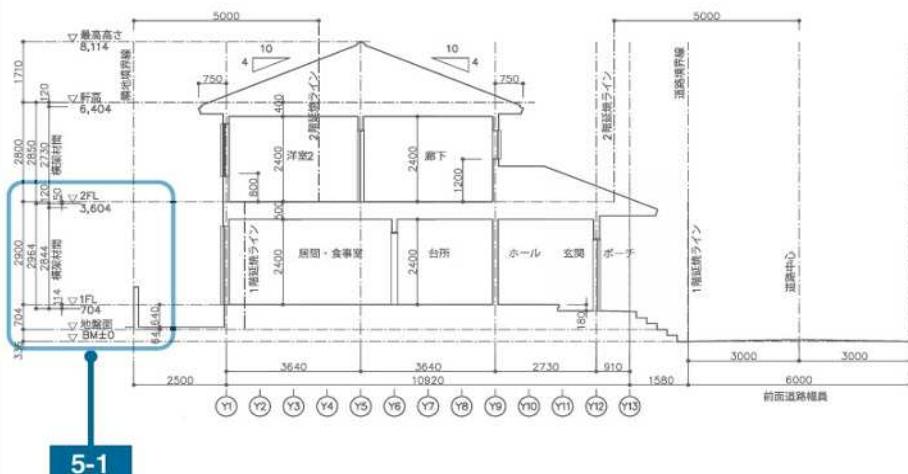
① X-X 断面図

各階の天井の高
さを明示

軒及びひさしの
出を明示



② Y-Y 断面図

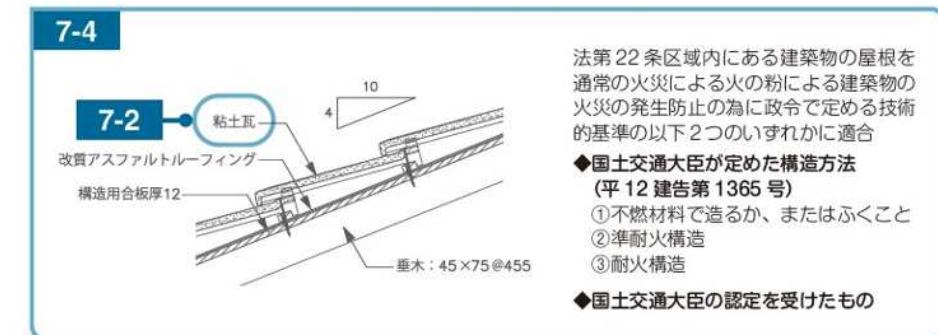


よくある指摘

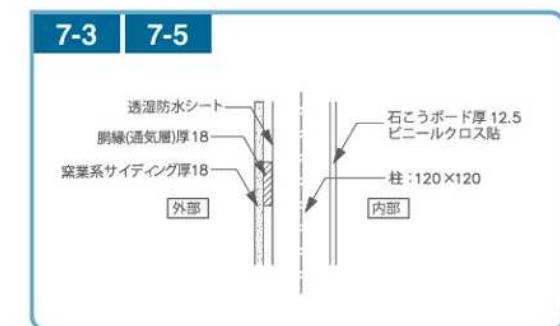
- バルコニー開放性の記載が無い。(床面積に不算入の場合)
 - 軒の出寸法の記載が無い。
 - 小庇の寸法を柱芯ではなく壁面から記載している。(建築面積は芯からの出寸法で確認する)
- ※省エネの日射遮蔽対策として認められる有効な庇、軒等は外壁からの出寸法なので注意
- 最高の軒高が不明瞭である。(小屋組、登り梁等で形成しているかの記載がない)

(7) 構造詳細図

①構造詳細図（屋根）

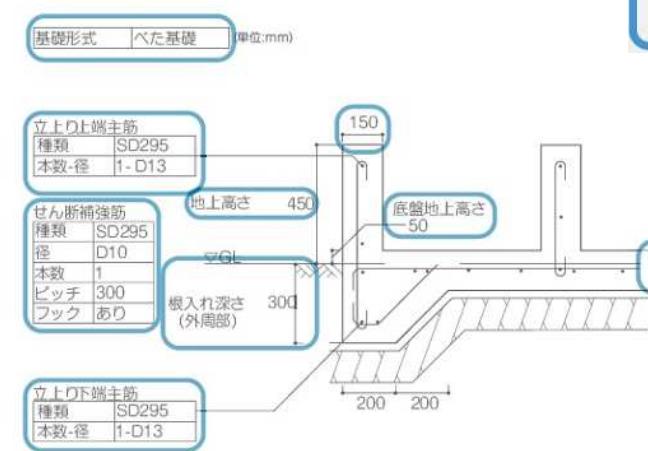


②構造詳細図（外壁）



③構造詳細図（基礎）

内すべて 7-1



告示、大臣認定等の構造方法を明示（外壁材・外部構造面材・断熱材・内部の仕上材料等で構成されている材料・厚さ等を明示）

7-5

法第22条区域内に於ける不燃性の外壁で延焼のおそれのある部分にかかる構造を準防火構造（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、または国土交通大臣の認定を受けたもの）以上としているか。（平12建告第1359号第1）

構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法、延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造・材料の種別及び寸法（厚さ）を明示

法第22条区域内の外壁で延焼のおそれのある部分：準防火構造等

配筋 シングル

底盤補強筋
種類 SD295
径@ピッチ D13@300 上段: 長辺方向
D13@300 下段: 短辺方向

構造耐力上主要な部分 / 基礎の形式、各部の寸法、材料の種別、主筋、補強筋の種類、径、設置位置、設置間隔、補強筋と主筋の繋結方法を明示

3. 省エネ適合を仕様基準による場合の図面の記載例と注意事項

仕様基準では外皮の部位の断熱性能について、「①熱貫流率基準（U値）」又は「②断熱材熱抵抗基準（R値）」のいずれかで評価する必要がありますが、①については部位を構成する断熱材や面材などを、②については断熱材のみ設計図書上に明示してください。なお、断熱材等の建材の熱物性値に係る根拠資料を添付することが求められます。

窓や設備の記載例については、省エネテキスト 109 ページ以降を参考にしてください。

省エネテキスト

適用基準：②断熱材熱抵抗基準（R 値）

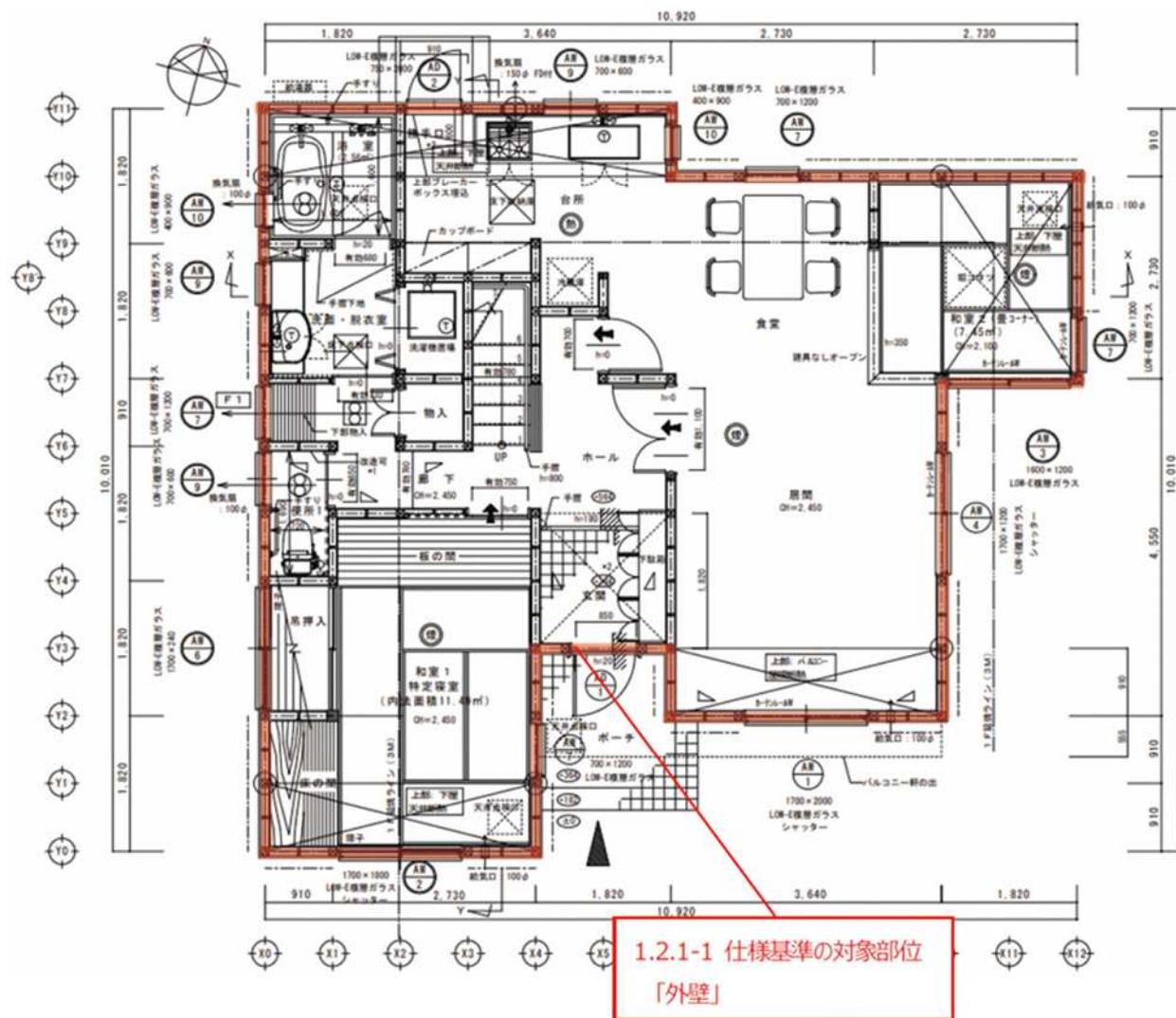
仕様表（仕様基準）

建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

（参考様式）
適用した基準明示の例

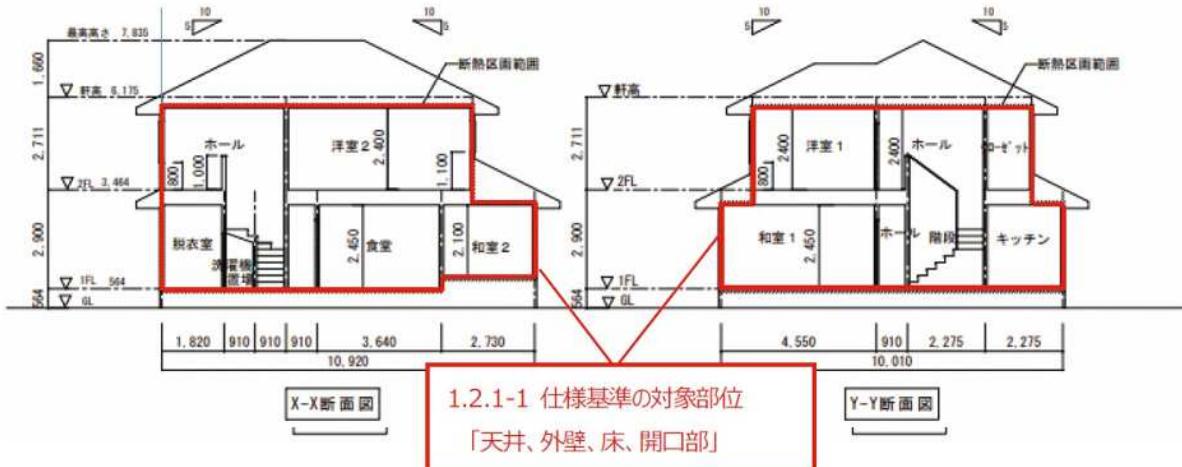
仕様等が複数ある場合、省エネ基準適合判断に必要な仕様等を以下に記載				
項目	小項目	断熱仕様	工法	備考（適用）
外皮断熱基準	断熱仕様	屋根	該当なし	
		天井	GWHG16-38厚200mm	天井上敷き込み R値5.3（R値基準）
		外壁	GWHG16-38厚105mm	充填断熱 R値2.8（R値基準）
		床	XPS3種aA厚95mm	根太間断熱 R値3.4（R値基準）
		上記以外	XPS3種aA厚65mm	根太間断熱 R値2.4（R値基準）
		土間床等の基礎壁	XPS3種aA厚50mm	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
		上記以外	XPS3種aA厚50mm	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
	開口部	窓	アルミ枠、Low-E複層ガラスA12(取得型)	$U_W=2.97$ 、 $\eta_W=0.51$ （枠G仕様）
		ドア	金属枠、金属製フラッシュ構造戸（ドアポスト、ドア内ガラス無し）	$U_D=2.33$ （枠戸仕様）

a) 1階平面図（一戸建ての住宅）



c) 断面図

(一戸建て)



4. 完了検査時によくある指摘等

(1) よくある指摘

- 確認申請にないカーポートが建てられている、建築物位置が変更している等、確認申請と異なる状態となっている。
- ※工事監理者の完成確認が十分でない可能性があります。完了検査申請に先立って、軽微変更の協議、計画変更等の手続きを行ってください。
- 階段手摺が施工されていない。
- 24時間換気の給排気機が確認申請に添付してある書類、カタログと一致していない。
- 外部サッシの位置変更、サイズ変更、取りやめ等を軽微な変更として記載がない。
- 準防火地域内で防火設備、換気口のFDが現場で確認出来ない場合（吹抜け、屋外の高所に設置してある）に写真・書類（出荷証明書）の準備がしていない。
- 完了検査申請書に添付する工事写真は、スケール・黒板等を使用して、撮影した内容、箇所が判別できる写真として下さい。現地で見せていただく写真についても同様です。

(例) 箇所：基礎-XO通り、YO通り、内容：立上り配筋、上下主筋1-D13、縦筋D10
@200 箇所：1階-XO通り、YO通り、内容：柱脚金物15KNホールダウン金物
箇所：1階-XO通り、Y○～△通り間、内容：面材耐力壁、構造用合板9.0t 釘打ち間隔N
50@150mm

- 完了検査申請を行う際は、申請書に省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書（省エネ基準工事監理報告書）を添付する必要があります。なお、特定行政庁によっては、別途、様式を定めていることもあるため、実際の完了検査申請を行う際には、事前に、特定行政庁や指定確認検査機関に確認してください。

【省エネ仕様基準の参考様式】

【参考様式（仕様基準）】国土交通省HPにExcelファイルデータで掲載されています
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>

省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）				
令和 年 月 日				
工事の監理状況を報告します。 この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。				
工事監理者				
物件概要				
建 築 物	二 案 名	地 址	監 理 者	監 理 者
新耐震工事	新耐震工事	新耐震工事	新耐震工事	新耐震工事
報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）				
1. 外皮	① 新耐震工事の仕様、監査状況	提出書類	検査方法	検査結果
	② 構造部材の新耐震工事の仕様、範囲（新耐震コンクリート造の場合）	提出書類	検査方法	検査結果
	③ 室の仕様、断面状況（新耐震工事の仕様を含む）	提出書類	検査方法	検査結果
2. 現地状況	① 現地状況	提出書類	検査方法	検査結果
	② 現地状況の仕様、監査状況	提出書類	検査方法	検査結果

(2) 完了検査ができない場合

確認申請と相違が大きい場合、現地検査を中止し、計画変更の手続き及び完了検査の再申請となる場合がありますので、工事監理者は必ず副本と整合を行ってから完了検査申請を提出してください。

※新2号建築物では屋外の給排水設備等の工事も検査の対象となりますので、図面記載の工事が全て完了したことを工事監理者が確認した上で、完了検査の申請をお願いします。

(3) 完了検査前の使用制限について

1号建築物と新2号建築物は検査済証が交付された後でないと使用はできません。

※新2号建築物に確認申請が必要な規模の同一棟増築等（新築を除く）で工事中も使用する場合は、
「共同住宅以外の住宅」及び「居室を有しない建築物」を除き、仮使用認定が必要です。

※新2号建築物の新築で、同一敷地内の既存住宅の解体が計画に含まれている場合、工事完了（既存住宅の解体）前に新2号建築物を使用するには仮使用認定が必要です。

VI 参考資料

1. 大規模な修繕・大規模な模様替え

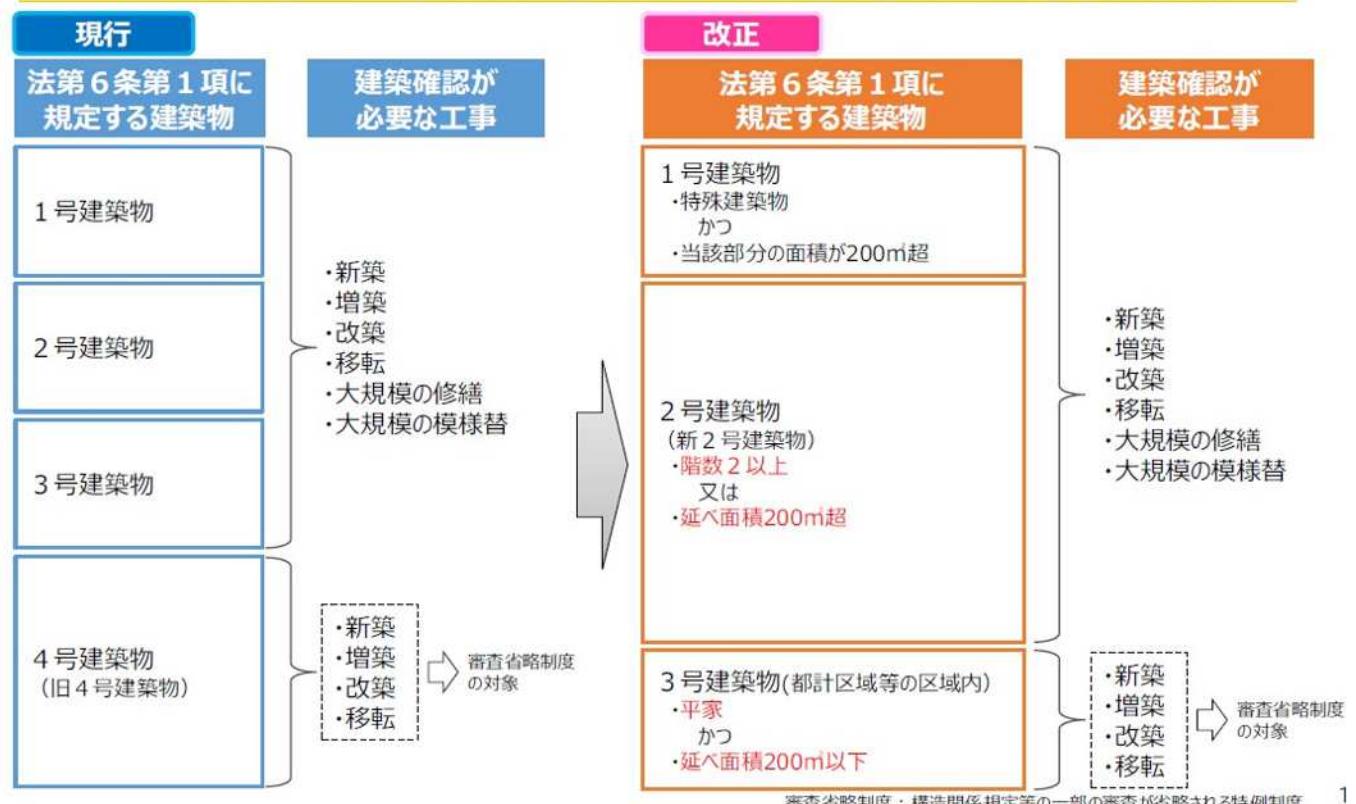
1号建築物及び新2号建築物で、大規模な修繕・大規模な模様替えを行う場合、確認申請が必要です。

大規模の修繕	<ul style="list-style-type: none">・「修繕」とは… 性能や品質が劣化した部分を、既存のものと概ね同じ位置・形状・寸法・材料を用いて造り替え、性能や品質を回復することをいいます。・「大規模の修繕」とは… 建築物の主要構造部※の一種以上について行う過半の修繕をいいます。
大規模の模様替	<ul style="list-style-type: none">・「模様替」とは… 同じ位置でも異なる材料や仕様を用いて造り替え、性能や品質を回復することをいいます。・「大規模の模様替」とは… 建築物の主要構造部※の一種以上について行う過半の模様替をいいます。

※主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根または階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱等を除きます。



今般の法改正により旧4号建築物から新2号建築物に移る2階建ての木造一戸建て住宅等の建築物において、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合、新たに建築確認等の手続きが必要となる。



大規模の修繕・模様替に係る取扱いについて



○屋根及び外壁の改修について

国土交通省より「屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて（令和6年2月8日付け国住指第355号）」が発出され、屋根は合板（野地板）、外壁は構造用合板等に手を加えない場合、大規模の修繕・模様替に該当しないものとして扱って差し支えないとされたところである。
道内の取扱いについて、次のとおりとする。

取扱い

国土交通省の技術的助言と同様の扱いとする。

※ただし、外壁の外装材のみの改修等について、一部別途取扱いを定める。
(次ページ以降参照)

1. 屋根の改修

- 屋根ふき材のみの改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。
- また、既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるようないわゆるカバー工法による改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない屋根の改修の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 屋根ふき材のみの改修

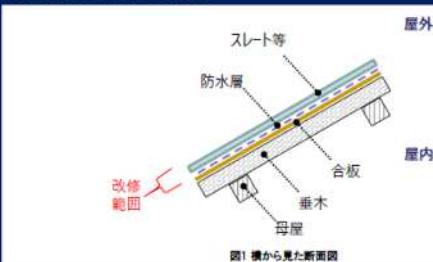


図1 横から見た断面図

② カバー工法による改修

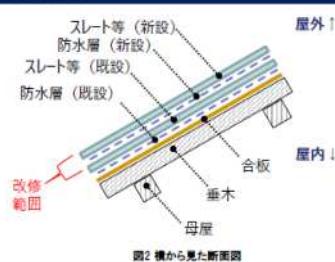


図2 横から見た断面図

<注意>

屋根ふき材の改修を行うことで屋根を構成する全ての材を改修することになる場合、その改修部分の見付面積が過半であれば、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する。

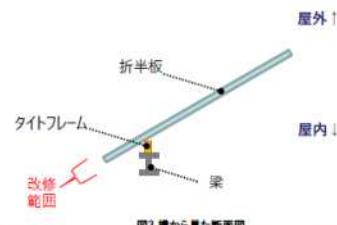


図3 横から見た断面図

2. 外壁の改修

- 外壁の外装材のみの改修等を行う行為、又は外壁の内張から断熱改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。
- ただし、外壁の外装材のみの改修等を行う行為であっても、当該行為が外壁の全てを改修することに該当する場合は、この限りでない。
- 既存の外壁に新しい仕上材をかぶせるような工法による改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 外壁の外装材のみの改修等



道内における外壁の外装材のみの改修の取扱い

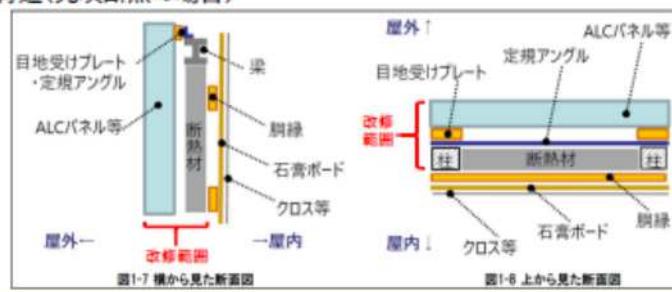


木造(充填断熱の場合):屋外側に構造用合板がない場合



大規模の修繕・模様替に該当しないものとして取り扱う「外壁の外装材のみの改修を行う行為」の改修範囲に断熱材(柱、筋かいを除く)を含めるものとする。

鉄骨造(充填断熱の場合)

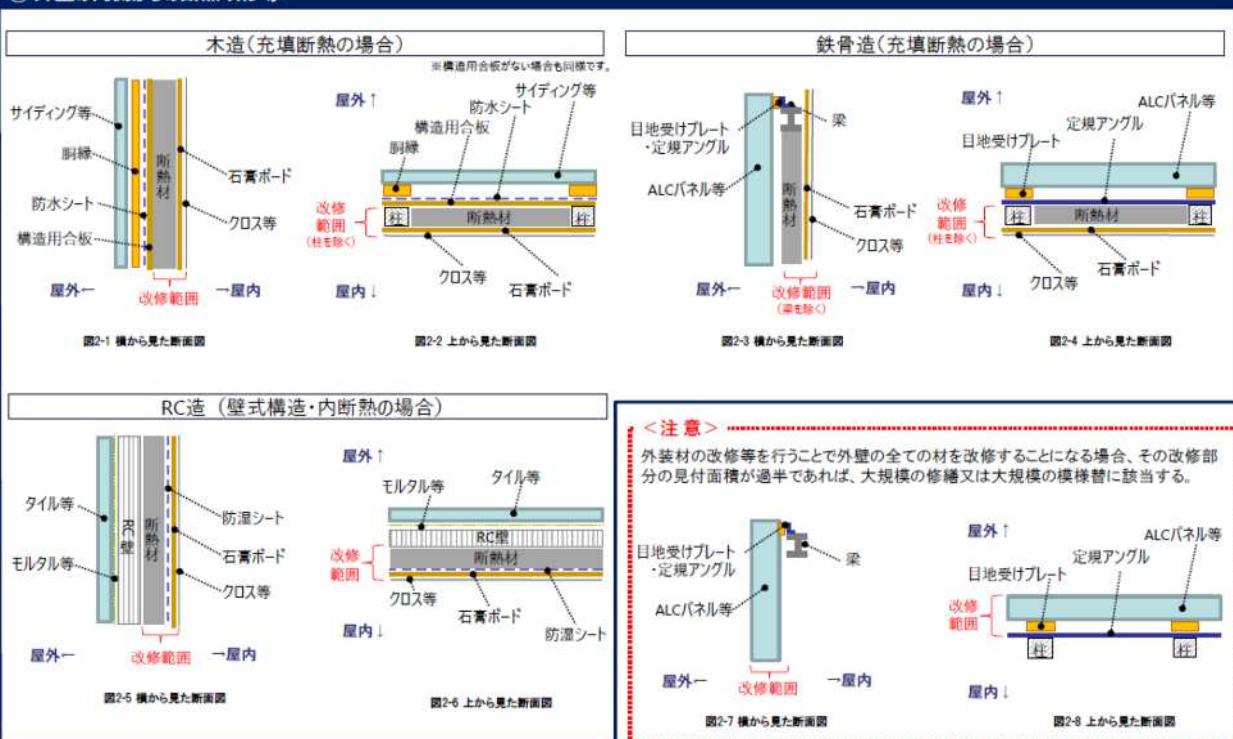


大規模の修繕・模様替に該当しないものとして取り扱う「外壁の外装材のみの改修を行う行為」の改修範囲に断熱材(柱、梁を除く)を含めるものとする。

その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

② 外壁の内側からの断熱改修等



1. 階段の改修

- 各階における個々の階段の改修にあたり、過半に至らない段数等の改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する**大規模の修繕**及び同条第15号に規定する**大規模の模様替**には該当しないものと取り扱って差支えない。
- また、既存の階段の上に**新しい仕上げ材をかぶせる改修**は、法第2条第14号に規定する**大規模の修繕**及び同条第15号に規定する**大規模の模様替**には該当しないものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない階段の改修の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 過半に至らない範囲をやり替える改修

階段の上り位置の変更を行う場合等に行う
過半に至らない段数等の改修を行う行為

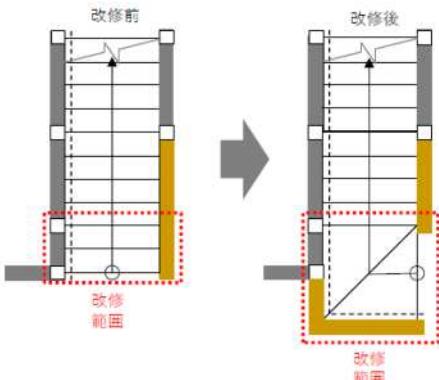


図1 階段改修イメージ

② 既存の階段の上に新たな仕上げ材を被せる改修

既存の踏板に仕上げ材を被せる改修

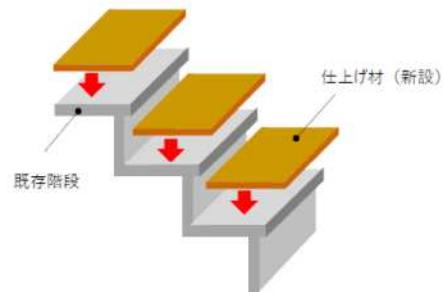


図2 階段改修イメージ

1. 床の改修

- 床の仕上げ材のみの改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する**大規模の修繕**及び同条第15号に規定する**大規模の模様替**には該当しないものと取り扱って差支えない。
- また、既存の床の仕上げ材の上に**新しい仕上げ材をかぶせる改修**は、法第2条第14号に規定する**大規模の修繕**及び同条第15号に規定する**大規模の模様替**には該当しないものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない床の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 仕上げ材等のみの改修

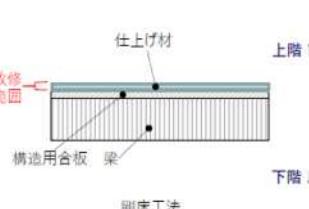
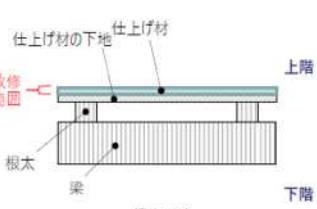


図1 横から見た断面図

② 仕上げ材の上に新たな仕上げ材を被せる改修

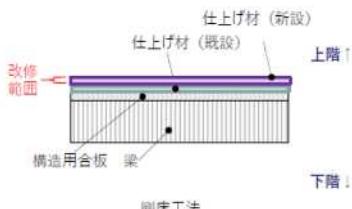
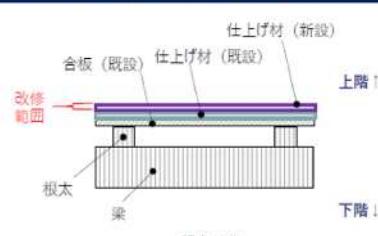


図2 横から見た断面図

2. 省エネ基準に係る確認申請書類に添付する図書等のチェックリスト

省エネ基準に係る確認申請書類に添付する図書は、以下のチェックリストを活用し作成ください。

(1) 仕様規定による適合確認の場合

種別	記載項目	記載する設計図書の例
仕様書	<input type="checkbox"/> 仕様書	仕様書
	<input type="checkbox"/> 仕様基準の対象部位	平面図、断面図
	<input type="checkbox"/> 建築物の種類(建て方)	平面図
	<input type="checkbox"/> 部位の構造及び工法	平面図、断面図
	<input type="checkbox"/> 断熱材の施工法	平面図、断面図
	<input type="checkbox"/> 部位の熱貫流率	平面図、断面図、熱貫流率計算書
	<input type="checkbox"/> 部位の断熱材の熱抵抗値	仕様書、平面図、断面図
	<input type="checkbox"/> 開口部の熱貫流率	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> 窓の日射熱取得率	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> ガラスの日射熱取得率	仕様書、平面図
外皮	<input type="checkbox"/> 付属部材の有無	平面図、断面図
	<input type="checkbox"/> ひさし、軒等の有無	断面図、立面図
	<input type="checkbox"/> 暖房設備	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> 暖房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> 冷房設備	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> 冷房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> 換気設備	仕様書
	<input type="checkbox"/> 換気方式	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> ダクトの内径	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> 電動機の仕様	仕様書
照明設備	<input type="checkbox"/> 非居室の照明設備の種類	仕様書、平面図
給湯設備	<input type="checkbox"/> 給湯機の種類	仕様書、平面図
	<input type="checkbox"/> 給湯機の効率等	仕様書

上表において、建材又は設備機器等の種別や性能値等を示す際は、国立研究開発法人建築研究所が定めホームページ上で公開する、技術情報(<https://www.kenken.go.jp/becc/>、以下「建研技術情報」という。)に記載するJIS等の規格に基づく種別、性能値等である必要がある。そのため、図面等においては性能値の根拠となる規格等に関する情報を明示する必要があるため留意されたい。

省エネ性能の根拠となるカタログ等の添付を県取り扱いにより求める予定です。

(2) 省エネ性能適合性判定による適合確認の場合

添付資料	<input type="checkbox"/>	適合性判定通知書、計画書の原本または写し
------	--------------------------	----------------------

(3) その他

省エネ適判を省略する場合

設計住宅性能評価を受けた場合(長期優良住宅の認定書及び長期使用構造等の確認書を提出する場合も同様)	<input type="checkbox"/>	宣言書	※確認申請と同時に評価書等を提出する場合は不要
---	--------------------------	-----	-------------------------

省エネ適判通知書の交付を受けたものとみなされる場合

省エネ性能向上計画認定、低炭素建築物新築等の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/>	認定証等の写し	
--------------------------------	--------------------------	---------	--

3. 確認申請様式の記載例と注意事項

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

建築主事等又は指定確認検査機関 ●● ●● 様

【第二面】建築主と同一としてください。
法人の場合は代表者の氏名と名称を記入してください。
複数人の建築主の場合は、全ての人を記入してください。
押印は不要です。

令和7年〇月〇日

申請者氏名 住宅 太郎 ←

設計者氏名 建築 次郎 ←

【第二面】代表となる設計者の氏名を記入してください。
押印は不要です。

※手数料欄

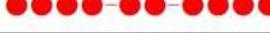
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日 第 号			年 月 日 第 号
係員氏名			係員氏名

申請書 第二～三面の記載内容は、建築計画概要書 第一～二面と建築工事届と同じ項目があります。

訂正等が発生した場合は、建築計画概要書・建築工事届の訂正も忘れずにお願いします。

建築主等の概要

【1. 建築主】

【1. 氏名のフリガナ】 ジュウタク タロウ
 【2. 氏名】 住宅 太郎
 【3. 郵便番号】 
 【4. 住所】 
 【5. 電話番号】 

・複数の建築主がいる場合は、別紙(追加の建築主)に記入してください。

・建築主の漢字、地名地番の表記等ご注意のうえ作成してください。

【2. 代理人】

【1. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇号
 【2. 氏名】 建築 次郎
 【3. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (〇〇) 知事登録第 〇〇〇〇号
 ○〇〇〇建築設計事務所
 【4. 郵便番号】 ○〇〇-〇〇〇〇
 【5. 所在地】 ○〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
 【6. 電話番号】 ○〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

建築主以外の方が申請する場合は、委任を受けた建築士事務所名・建築士名を記入し、委任状を添付してください。

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【1. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇号
 【2. 氏名】 建築 次郎
 【3. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (〇〇) 知事登録第 〇〇〇〇号
 ○〇〇〇建築設計事務所
 【4. 郵便番号】 ○〇〇-〇〇〇〇
 【5. 所在地】 ○〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
 【6. 電話番号】 ○〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 【7. 作成又は確認した設計図書】 意匠図、構造図等の全ての設計図書一式

設計者が複数の場合は、代表となる設計者を記入してください。

(その他の設計者)

【1. 資格】 () 建築士 () 登録第
 【2. 氏名】
 【3. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第

全ての設計図書設計者が複数の場合、【7. 作成又は確認した設計図書】欄に各々が作成した設計図書名を記入してください。

【4. 郵便番号】
 【5. 所在地】
 【6. 電話番号】
 【7. 作成又は確認した設計図書】

【1. 資格】 () 建築士 () 登録第
 【2. 氏名】
 【3. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第

【4. 郵便番号】
 【5. 所在地】
 【6. 電話番号】
 【7. 作成又は確認した設計図書】

【1. 資格】 () 建築士 () 登録第
 【2. 氏名】
 【3. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第

【4. 郵便番号】
 【5. 所在地】
 【6. 電話番号】
 【7. 作成又は確認した設計図書】

他の建築士が設計した図書がある場合はその他の設計者欄に記入してください。
 図面枠に記載の建築士名と一致させること。

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)
上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

下記に該当する場合記載します。

○構造設計一級建築士の関与が義務付けられる建築物

建築士法第3条第1号に規定する建築物(一級建築士の業務独占に係る建築物)のうち、法第20条第1項第1号(高さが60m超の建築物)又は、法第20条第1項第2号(ルート2、ルート3、限界耐力計算による構造計算を行い構造計算適合性判定(ピアチェック)が義務付けられている高さ60m以下の建築物)

※増築、改築、大規模修繕・大規模模様替(増改築等)の場合は、増改築等の後に法第20条第1項第1号又は第1項第2号に該当し、一級建築士でなければ行うことができない規模の増改築等。

※法第86条の7の規定による法第20条の規定が適用されない増改築等の場合、構造設計一級建築士の関与は不要。(構造計算の安全証明書の写しの添付が必要)

○設備設計一級建築士の関与が義務付けられる建築物

階数が3以上、かつ、床面積5,000m²超の建築物

※増改築等の場合は、階数が3以上、かつ、床面積5,000 m²超の増改築

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

建築士法第20条第5項に規定する場合(設計に係る場合に限る。)に、建築設備士の資格を有する者について記入します。

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】
 【ロ. 勤務先】
 【ハ. 郵便番号】
 【ニ. 所在地】
 【ホ. 電話番号】
 【ヘ. 登録番号】
 【ト. 意見を聴いた設計図書】

申請建築物に係る全ての工事監理者を記入してください。
 工事監理者が複数の場合、工事と照合する設計図書欄に各々が照合する設計図書名を記入してください。

【5. 工事監理者】
 (代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (1 級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○○○ 号
 【ロ. 氏名】 建築 次郎

【ハ. 建築士事務所名】 (1 級) 建築士事務所 (○○) 知事登録第 ○○○○ 号
 ○○○○建築設計事務所

【ニ. 郵便番号】 ○○○-○○○○

【ホ. 所在地】 ○○県○○市○○町○丁目○-○

【ヘ. 電話番号】 ○○○○-○○-○○○○

【ト. 工事と照合する設計図書】 意匠図、構造図等の全ての設計図書一式

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 建設 一

【ロ. 営業所名】 建設業の許可(大臣)第 (特-6) ○○○○号
 有限会社一建設

【ハ. 郵便番号】 ○○○-○○○○

【ニ. 所在地】 ○○県○○市○○町○丁目○-○

【ホ. 電話番号】 ○○○○-○○-○○○○

工事監理者が未定のときは、「未定: 決定次第報告」と記入してください。
 ※工事着手前までに「建築主氏名等変更届」、又は「指定確認検査機関が定める様式」を提出してください。

工事施工者が2以上の場合、代表となる工事施工者を記入し、別紙に他の工事施工者について棟別に記入してください。

工事施工者が未定のときは、工事着手前までに「建築主氏名等変更届」、又は「指定確認検査機関が定める様式」を提出してください。

工事施工者が未定のときは、工事着手前までに「建築主氏名等変更届」、又は「指定確認検査機関が定める様式」を提出してください。

【7. 構造計算適合性判定の申請】

- 申請済 ()
未申請 ()
申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済 (○○県○○センター ○○県○○市)
未提出 ()
提出不要 ()

【9. 備考】

○○邸新築工事

「建築物の名称」または「工事名」を記入してください。
※確認済証の「建築物の名称」欄に表示されます。(検査センターは「建築物の名称」欄はありません)

【申請済の場合】

申請をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。

(記載例)

■申請済 (○○県○○センター ○○県○○市)

【未申請の場合】

申請する予定の指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。申請後速やかに申請した旨を報告してください。

(記載例)

■未申請(○○県○○センター ○○県○○市)

【提出済の場合】

提出をした登録建築物省エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入します。

【未提出の場合】

提出する予定の登録建築物省エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。申請後速やかに申請した旨を報告してください。

【提出不要の場合】

提出不要となる理由(該当する号番号等)を()内に記入してください。

評価方法等	推奨する記入内容
仕様基準	第1号イに該当
誘導仕様基準	第1号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第2号に該当 ※評価書の写しの添付又は宣誓書の提出が必要
長期優良住宅の認定または長期使用構造等の確認を受けた場合	第3号に該当 ※認定通知書又は確認書の写しの添付か宣誓書の提出が必要
高い開放性を有する部分のみ、10m ² 以内の新築・増改築等	規制対象外 ※提出時に開放部分の床面積を示す図書を添付してください。

建築に係る部分の床面積が10m²以下である場合、法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築である場合、その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。

建築物及びその敷地に関する事項
(第三面)

【1. 地名地番】 ○○県○○市○○町△一△

【2. 住居表示】 ○○県○○市○○町○一○一○

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内 (■市街化区域 □市街化調整区域 □準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域)

【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 ■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 法第22条区域

【6. 道路】

【イ. 幅員】 6.00m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 11.00m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (165.00m²) () ()
(2) () () ()

【ロ. 用途地域等】 (第1種低層住居) () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (100%) () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 (50%) () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 165.00m²
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】

■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分)

【イ. 建築物全体】 (71.21m²) ()

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 (71.21m²) ()

【ハ. 建蔽率】 43.16%

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分)

【イ. 建築物全体】 (122.21m²) ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () ()

【ホ. 認定機械室等の部分】 () ()

【ヘ. 自動車庫等の部分】 () ()

【ト. 備蓄倉庫の部分】 () ()

【チ. 蓄電池の設置部分】 () ()

【リ. 自家発電設備の設置部分】 () ()

【ス. 貯水槽の設置部分】 () ()

- ・地番が何筆もある場合、全て記入してください。
- ・地番の一部が敷地の場合「○○番地の一部」、「○○, ○○番地の各一部」と記入してください。
- ・正確に記入をお願いします。

住居表示が定められている場合のみ記入してください。住居表示は各市町村にお尋ねください。

建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

・2以上の道路がある場合、2m以上接している道路のうち最も幅員の大きいものを記入してください。

・道路幅員に側溝は含まれますが、法敷き、水路は含まれません。有効幅員を記入してください。

・接道している道路幅員が一定でない場合は、最大幅員の位置から法令及び条例に基づく接道に必要な長さの位置における幅員を記入します。

・法42条2項道路(みなし道路)の場合には「4m」と記入します。

道路幅員が12m未満の場合は、用途地域により定められた容積率と前面道路の幅員による容積率
(道路幅員×住居系0.4・その他0.6)の
小さい方の容積率を記入してください

・容積率、建蔽率が2以上にわたる場合、加重平均の%を記入します。
・角地緩和に該当する場合には基準の建蔽率+10%の数値を記入してください。【チ.】に「角地緩和」と記入してください。

敷地単位の主要用途を具体的に記入してください。また、兼用住宅の場合は兼用部分の具体的な用途を()書きで記入してください。住宅以外の用途の場合は具体的な用途を記入してください。

敷地単位での工事種別にチェックしてください。

小数点第3位以下を切り上げとして第2位まで記入してください。

建物内及び敷地内に自動車庫及び自転車庫がある場合はその床面積を記入してください。

【ル. 宅配ボックスの設置部分】 〔〕 【フ. その他の不算入部分】 〔〕 【ワ. 住宅の部分】 〔〕 【カ. 老人ホーム等の部分】 〔〕 【エ. 延べ面積】 〔〕 【タ. 容積率】 〔〕	122.21m ²	122.21m ²	74.07%	住宅部分の床面積を記入してください。(自動車駐車場や棟別の住宅用物置等は含めません。) 容積率の算定の基礎となる面積を記入してください。 小数点第3位以下を切り上げとして第2位まで記入してください。 建築物の数は、延べ面積が10m ² を超えるものの数を記入します。 複数棟がある場合は最大を記載
【12. 建築物の数】 【イ. 申請に係る建築物の数】 〔〕 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 〔〕	1 0	122.21m ²	74.07%	
【13. 建築物の高さ等】 【イ. 最高の高さ】 〔〕 【ロ. 階数】 地上 () 地下 () 【ハ. 構造】 木 造	8.114m 2 木 造	122.21m ²	74.07%	・敷地内の建築物の主たる構造について記入して下さい。 ・木造で「枠組壁工法」、「木質プレハブ工法」、「丸太組構法」の場合は、その旨を()書きで追記してください。
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 【ホ. 適用があるときは、特例の区分】 □道路高さ制限不適用 □隣地高さ制限不適用 □北側高 □有 ■無				天空率の適用の有無について記入
【14. 許可・認定等】				・法に基づく特例許可や認定及び令第9条の建築基準関係規定の許可等について、その根拠となる法令及びその条項、許可番号、許可年月日を記入し、その許可証等の写しを添付してください。 ・法第43条2項第一号、第二号、都市計画法、風致地区、屋外広告物法の許可等 ・地区計画、建築協定等 ・法定外公共物占用許可等 ・道路位置指定、 例:位置指定道路 指令〇第〇〇号令和〇年〇月〇日 都市計画法第29条開発許可 第〇〇号令和〇年〇月〇日
【15. 工事着手予定年月日】 令和〇年〇月〇日				
【16. 工事完了予定年月日】 令和〇年〇月〇日				
【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (第 回) 年 月 日 () (第 回) 年 月 日 () (第 回) 年 月 日 ()				
【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】 【イ. 適用の有無】 □有 ■無 【ロ. 適用があるときは、その区分】 □建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項 □その他				
【19. その他必要な事項】				標準審査期間内にならないように余裕を持って申請してください。
【20. 備考】	10m ² 以下の建築物が有る場合は記入 例:新築 木造倉庫 〇.〇〇m ²	令和8年3月31日までに着工の場合のみ適用可能です。令第43条(壁量)又は令第46条(柱の小径)のいずれかのみの経過措置の適用は不可。「その他」は枠組壁工法等が該当。		
<p>※第三号様式 建築計画概要書(第二面)は、確認申請書(第三面)と18欄以降が異なっています。</p> <p>【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】 □要 □否 ※定期調査報告の対象建築物の場合は「要」にチェックします。</p> <p>【19. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】 □有 □無 ※施工令第16条第3項第二号に該当の場合「有」にチェックします。</p>				

		<p>・建築物が複数棟ある場合は、棟別に通し番号をふり、棟別に概要を記載します。 ・延べ面積が10m²以内のものを除きます。(第五面、第六面も同じ。)</p>	
(第四面)			
<p>建築物別概要</p> <p>【1. 番号】 1</p> <p>【2. 用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅 (区分) (区分) (区分) (区分)</p> <p>【3. 工事種別】 <input checked="" type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>用途変更 <input type="checkbox"/>大規模の修繕</p> <p>【4. 構造】 木 造 一部 造</p> <p>【5. 主要構造部】 <input type="checkbox"/>耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合) <input type="checkbox"/>耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合) <input type="checkbox"/>建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準 <input type="checkbox"/>準耐火構造 <input type="checkbox"/>準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-1) <input type="checkbox"/>準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-2) <input checked="" type="checkbox"/>その他</p> <p>【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 <input type="checkbox"/>建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/>建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物 <input type="checkbox"/>建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/>建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/>その他 <input checked="" type="checkbox"/>建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない</p> <p>【7. 建築基準法第61条の規定の適用】 <input type="checkbox"/>耐火建築物 <input type="checkbox"/>延焼防止建築物 <input type="checkbox"/>準耐火建築物 <input type="checkbox"/>準延焼防止建築物 <input type="checkbox"/>その他 <input checked="" type="checkbox"/>建築基準法第61条の規定の適用を受けない</p> <p>【8. 階数】 【イ. 地階を除く階数】 2 【ロ. 地階の階数】 【ハ. 昇降機塔等の階の階数】 【ニ. 地階の倉庫等の階数】</p>		<p>申請棟に2以上の用途がある場合(例 兼用住宅の場合)、全ての用途を記入してください。</p> <p>申請棟の工事種別をチェックしてください。</p> <p>該当するものにチェックしてください。 耐火構造: 令第107条の基準に適合する構造 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する建築物: 耐火性能検証法 準耐火構造: 令第107条の2、令第112条第2項、令第109条の5第1号(告示令和元年第193号)、令第110条第1号(告示平成27年第255号) 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ-1): 令第109条の3第1号 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ-2): 令第109条の3第2号 その他: 上記のいずれにも該当しない場合</p> <p>該当するものにチェックしてください。 令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造: 法第21条第1項に該当する木造建築物で、令第109条の5第1号(告示令和元年第193号)適用の場合(火災時対策建築物) 法第21条第1項ただし書きに該当する建築物: 令第109条の6の基準に適合する場合 令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造: 法第27条第1項に規定する特殊建築物で、令第110条第1号(告示平成27年第255号)適用の場合(避難時対策建築物) その他: 法第21条又は第27条の規定の適用を受ける場合で、上記のいずれにも該当しない建築物 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない: 上記のいずれにも該当しない場合</p> <p>該当するものにチェックしてください。 耐火建築物: 令第136条の2第1号イの基準に適合する建築物 延焼防止建築物: 令第136条の2第1号ロの基準に適合する建築物 準耐火建築物: 令第136条の2第2号イの基準に適合する建築物 準延焼防止建築物: 令第136条の2第2号ロの基準に適合する建築物 その他: 法第61条の規定の適用を受ける場合で、上記のいずれにも該当しない建築物 建築基準法第61条の規定の適用を受けない: 防火地域以外・準防火地域以外の場合</p>	

【9. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 8.114m
 【ロ. 最高の軒の高さ】 6.404m

・設置される建築設備を記入してください。
 ・「合併浄化槽」も記入を忘れないでください。

【10. 建築設備の種類】 電気、ガス、給排水、換気、冷暖房

ルート2建築主事等が審査を行う場合の特例の有無です。(※県内特定行政庁でルート2審査は行っていません。)

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項の審査

建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項の審査

(構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを設計一級建築士)

(1) 氏名

(2) 資格 構造設計一級建築士交付第 号

【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ジ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 号
第 号
号

【ホ. 認定型式の認定番号】

【ヘ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ト. 認証型式部材等の認証番号】

【12. 床面積】

【イ. 階別】 (2 階) (申請部分 52.99m²) (申請以外の部分) (合計 52.99m²)

(1 階) (69.22m²) () () (69.22m²)

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () () ()

(階) () () (

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 2

【3. 柱の小径】 120mm

【4. 横架材間の垂直距離】 2,730mm

【5. 階の高さ】

【6. 天井】
 【イ. 居室の天井の高さ】 2,400mm
 【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】
 (用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積)
 【イ.】 (08010) (一戸建ての住宅) (52.99m²)
 【ロ.】 () () ()
 【ハ.】 () () ()
 【ニ.】 () () ()
 【ホ.】 () () ()
 【ヘ.】 () () ()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 1

【3. 柱の小径】 120mm

【4. 横架材間の垂直距離】 2,844mm

【5. 階の高さ】 2,900mm

【6. 天井】
 【イ. 居室の天井の高さ】 2,400mm
 【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】
 (用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積)
 【イ.】 (08010) (一戸建ての住宅) (69.22m²)
 【ロ.】 () () ()
 【ハ.】 () () ()
 【ニ.】 () () ()
 【ホ.】 () () ()
 【ヘ.】 () () ()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

・木造で軸組み工法の場合に記入してください。
 ・柱の小径は最少の断面寸法を記入します。
 ・横架材間の垂直距離は、2階建ての場合、1階部分は土台の上端から2階床ばり・胴差しの下端まで、2階部分は2階床ばり・胴差しの上端から小屋ばり・軒げたの下端までの寸法です。

・階の高さは、1階は1階の床の仕上材から2階の床仕上げ材までの寸法です。
 ・2階建ての2階など最上階の場合は階の高さがないので記入しないでください。

複数の天井高さが有る場合は、低い天井高さを記入して下さい。
 居室の無い階の場合は記入しないでください。

有無にチェックしてください。
 ※特定天井
 国交告示H25第771号第二に定めるもので、以下の1~4に該当するものです。
 1. 吊天井
 2. 居室、廊下等の人が日常立ち入る場所に設けられているもの
 3. 高さが6m超え、水平投影面積が200m²超え
 4. 天井面構成部材等の単位面積質量が2kg/m²

・2以上の用途がある場合、それぞれの用途区分記号、具体的な用途、及びその用途ごとの面積を記入してください。
 ・増築等の場合、既存部分を含んだ用途毎の面積を記入してください。

EXP.J 等で区画された構造別棟ごとに作成してください。

(第六面)

建築物独立部分別概要

【1. 番号】 1

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

【4. 最高の高さ】

【5. 最高の軒の高さ】

【6. 階数】 地上() 一部 地下() 造

【7. 構造】

【8. 増改築区分】

【9. 備考】

構造既存不適格への増改築の場合に基準区分を記入してください。

○構造既存不適格部分への増改築が1/2超の場合

- ・一体増築: (一号一イ)
- ・EXP.J 増築: (一号一ロ)

○構造既存不適格部分への増改築が1/2以下で1/20超かつ50m²超の場合

- ・構造計算又は20条第1項4号の木造で壁量計算による場合: (二号一イ)
- ・20条第1項4号で基礎補強による場合: (二号一ロ)

○構造既存不適格部分への増築が1/20以下かつ50m²以下の場合: (三号一イ)

申請建築物の棟数

申請建築物の棟数	1棟	1棟(Exp.Jで構造上分離)	2棟		1棟(構造上分離していない)
四面の番号	1	1	1	2	1
六面の番号	1	1-1 1-2	1-1 1-2	2	1
パターン	1	1-1 1-2 ▲Exp.J	1-1 1-2 ▲Exp.J	2	既存 増築

・申請建築物毎に記入してください。
・建築物の数が1の時は記入する必要はありません。

・新築又は構造現行法適合への増築で適合性判定が必要な場合: **特定構造計算基準**
・構造既存不適格への増築で適合性判定が必要な場合: **特定増改築構造計算基準**

□建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

□建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

□建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

□建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

□建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

□建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算: 時刻歴応答解析(大臣認定)

□建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算: **保有水平耐力計算(ルート3)**

□建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算: **限界耐力計算**

□建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算: **許容応力度等計算(ルート2)**

□建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算: **(ルート1)**

構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ② 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
 - ③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
 - ④ 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項若しくは第20条の3第3項の表示をした図書について記入してください。
 - ⑤ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ⑥ 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則 第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
 - ⑦ 5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。
 - ⑧ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ⑨ 7欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出してください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。
 - ⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出してください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。
- また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項各号に掲げる特定建築行為のうち該当するものの号番号（同項第1号に該当する場合にあっては、号番号及び同号イ又はロのうち該当するもの（気候風土適応住宅に該当する場合にあっては、その旨を含む。））を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、建築に係る部分の床面積が10平方メートル以下である場合、建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築である場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。
- ⑪ 建築物の名称又は工事名が定まつているときは、9欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 住居表示が定まつているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合において

は、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。

- ③ 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ⑤ 6欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑥ 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。
「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑦ 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑧ 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑨ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑫ 8欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- ⑬ 9欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 10欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、10欄の「イ」と同じ面積を記入してください。
- ⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ワ」に住宅

の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

- ⑯ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑰ 11欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。
- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
(2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
(3) 蓄電池の設置部分 50分の1
(4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
(5) 貯水槽の設置部分 100分の1
(6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1
- ⑯ 12欄の建築物の数は、延べ面積が10平方メートルを超えるものについて記入してください。
- ⑯ 13欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場合においては、最大のものを記入してください。
- ⑯ 13欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。
- ⑯ 13欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 13欄の「ホ」は、建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について14欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑯ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ハ」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。
- ⑯ 18欄の「イ」は、建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れてください。同項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受けない場合は、「無」に「レ」マークを入れてください。なお、申請に係る建築物が複数ある場合で、そのうち一部の建築物のみが建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れた上で、20欄に当該建築物の番号（第四面の1欄の番号をいう。）を記入してください。
- ⑯ 18欄の「ロ」は、建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項に係る経過措置の適用を受ける場合は、「建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項」に「レ」マークを入れてください。建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定のうち建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項以外の規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「その他」に「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 建築基準法第86条の7、同法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつ